

## 不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課 (06-6208-9156)
処分課（担当）名	同上（指定管理者）
処分の名称	使用許可の取消し等（男女共同参画センター）
概要	下記処分基準のいずれかの要件に該当する場合は、指定管理者によって使用許可を取り消され、または現に使用している場合は制限、停止、退館を命ぜられます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立男女共同参画センター条例 第8条 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> )
処分基準	(1) 偽りその他不正の手段により第6条の許可を受けた時 (2) 第7条各号に定める事由が発生した時 (3) この条例に違反し、またはこの条例に基づく指示に従わない時
ホームページ	
備考	